

ソフトウェア使用同意書

この契約書は本ソフトウェアの利用開始に際する同意書です。本ソフトウェアの利用開始（以下アクティベーションといいます）に際しては、本ソフトウェアの利用者は当社と下記の「ソフトウェア利用開始同意契約書」による使用許諾契約を結んで頂くこととなります。本ソフトウェアの利用に際しては、下記のソフトウェア利用開始同意契約に同意されたものとみなさせていただきます。契約書の内容を十分にご確認の上、本契約に同意頂ける場合にのみアクティベーションを行って下さい。本契約書に記載された導入条件をご承諾頂けない場合には、アクティベーションを行わず、速やかに本製品及びインストーラーとその複製物をコンピュータの一時メモリあるいはハードディスクより消去して下さい。

ソフトウェア利用開始同意契約書

本契約書は、株式会社テレ・マーカ（以下、甲といいます。）が提供する本ソフトウェアのアクティベーションに際し、ご使用頂くお客様（以下、乙といいます。）に対して、下記条項に基づき、非譲渡性、非独占の使用権の許諾に関する同意条件を定めたものです。

第1条（定義）

甲が本契約と共に提供するソフトウェア製品（以下、本ソフトウェア製品といいます。）とは、本媒体または提供された圧縮ファイルに含まれるコンピュータ・プログラム、ドキュメント及びその他全てのファイル類を指し、甲が指定する特定のサービスを通じて提供される可能性のある本ソフトウェア製品の派生品・改良品を含みます。

「使用」とは本ソフトウェア製品をコンピュータの記憶装置又はメモリーに搭載し、または CPU で実行することを指します。

「インストール」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブ又は 同類の保管装置に実用可能・不可能な形態を問わずコピーすることを指します。

「アクティベーション」とは、本ソフトウェア製品をハードディスクドライブ又は 同類の保管装置に実用可能な形態でコピーすることを指します。

第2条（知的財産権および所有権）

甲は、オリジナル若しくはコピーの形態又は媒体に拘わらず、本ソフトウェア製品を記録する媒体、およびその後で作成された全ての本ソフトウェア製品のコピーについて著作権を含む一切の知的財産権および所有権を保持します。

甲は、乙に対し本ソフトウェア製品に対するいかなる権利も譲渡しません。

第3条（使用許諾条件）

乙は本ソフトウェア製品をコンピュータにインストールし、アクティベーション後に本ソフトウェア製品を使用することが出来ます。乙は、本ソフトウェア製品を日本国内においてのみ使用できます。乙は本ソフトウェア製品を株式会社テレ・マーカが承認した製品に対してのみインストールし、使用することが出来ます。乙は甲によって定められた期間

のみ、本ソフトウェアを利用することができます。

第4条（禁止事項）

乙は第三者に対し、いかなる理由によろうとも甲の文書による事前の承諾なくして、本製品の全部又は一部の譲渡・販売・転貸しあるいはその二次的著作物を創作・譲渡・販売・転貸することはできないものとします。乙は、自ら又は第三者を使って、本ソフトウェア製品の全部又は一部の改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、デコンパイル、翻訳、翻案などを行うことは出来ません。乙は本ソフトウェア製品に表示されているか又はその動作時に表示される著作権表示、商標登録等を除去したり、視認困難にすることは出来ません。乙は、本ソフトウェア製品に含まれるマニュアルを、甲の事前承認なく紙媒体、電子媒体の区別なくコピーする事はできません。乙は、万一、本条項のいずれかの規定に違反して甲に損害を生ぜしめた場合には、乙は賠償の責に任ずるものとします。

第5条（責任）

甲は、本ソフトウェア製品が乙の保有する動作環境に於いて、全て正常に動作することを保証するものではありません。甲は、本ソフトウェア製品の仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェア製品の機能、性能及び品質が乙の特定目的に適合することを、明示たると黙示たるとを問わず何らの保証もなさないものとします。甲は、甲の販売代理店および小売店が行う保証を含めて、本契約に定める以外の全ての保証を認めません。甲は乙が本ソフトウェア製品を使用した結果被ったいかなる損害（収入または利益の逸失を含む）に関して、第8条のケースを除いて、一切の責任を負わないものとします。甲または甲の販売代理店若しくは小売店があらかじめ本ソフトウェア製品の使用における損害の可能性を勧告されていた場合でも前項は有効とします。乙は、本プログラムの改良のため、甲が本プログラムを通じて行う、本ソフトウェアをインストールしたパソコン内部のソフトウェア構成に関する情報の収集とサーバからの各種情報のフィードバックに同意するものとします。

第6条（契約期間）

本契約は、乙が本ソフトウェア製品をインストールした日より発効するものとし、第4条・第5条については、失効期間のなきものとし、その他の条項については、その有効期間を甲が定めた本ソフトウェアの利用可能期間に準じるものとします。

第7条（一般条項）

本契約書は甲と乙とが同意し署名捺印した覚書によって変更することが出来ます。本契約書の一部が法律に適合しなかった場合にはその部分を本契約から除外します。ただし、残りの条項の効力は何ら影響を受けないものとします。

第8条（ソフトウェアの誤動作に対するユーザーへの保障）

1. 本ソフトウェアのプログラム上の不具合によって、本ソフトウェアをインストールまたはアクティベートした乙のPCに回復不能な障害が発生した事が明らかな場合、甲は不具合が生じているパソコンにインストールまたはアクティベートされている本ソフトウェ

アのライセンス更新履歴を確認し、不具合が生じた前日に起算するライセンスの残り利用期限に相当する金額を乙に対して返金するものとします。

2. 復旧不可能な障害の発生が本ソフトウェアのインストールないしアクティベートに起因するか否かの判断に際しては、乙は次の手順に基づき、次の検証を行う義務を有するものとします。乙は、本ソフトウェアに実装された「本ソフトウェアの使用によって変更された設定をそれ以前の状態へと復元する機能」を用いて本ソフトウェアのインストール及びアクティベーション以前の設定を復元し、オリジナルの設定を復元した後、本ソフトウェアをアンインストールし、OSの再起動を経て、障害が回復するか否か検証を行うものとし、この作業によって障害が回復しない場合、乙は不具合の原因が本ソフトウェアにないことに同意するものとします。

3. 第8条2項の検証作業を経て、障害が回復した場合、障害の発生が本ソフトウェアに直接起因するか否かの最終的判断に際しては、Windowsを搭載するメーカー製PC/AT互換機の仕様上、障害が発生しているPCに実装されているOS・ハードウェア・ソフトウェア・ドライバ・アドイン・ウイルスなどによる悪影響が、顕在化した不具合の遠因でないことを明らかにする必要があることに乙は同意するものとします。乙はこの具体的検証方法として、自己の責任で次の方法を用いて障害の再現を試みることに同意するものとします。乙は、OSの再インストール後、正規のリカバリディスクを用いてすべてのデバイスドライバを適用し、最新のWindowsUpdateを行った後、ソフトウェアの実装状況を可能な限り復旧し、復元ポイントを作成後、レジストリのフルバックアップを行った上で、この時点ではWindowsの全機能が正常に動作することを確認した後、本ソフトウェアを導入し、本ソフトウェアのインストールまたはアクティベーションの実行ないしは使用開始時期を境に、同様の障害が発生する現象が再現できるか、自ら確認することに同意するものとします。乙による同検証作業を経て、乙のPCに回復不可能な障害が発生した原因が、本ソフトウェアのプログラム上の不具合に起因する可能性が認められる場合、乙は現象が再現できた実機と検証に際して利用したリカバリディスクやその他機材一式を甲の指定する方法で甲の指定するに住所に発送し、甲側での再検証を要求することができるものとします。甲はこの要請に従い、同手法にて再検証を行い、現象の再現が確認できた場合、第8条1項に従い、速やかに乙への返金を行うものとします。

4. 第8条3項の乙側の検証を経て、甲による再検証の結果、現象の再現が確認できなかった場合、乙は甲に対して、甲が再検証前に、乙に対して明示した再検証に要する実費相当分の費用を支払うことに同意するものとします。

株式会社テレ・マーカ

〒060-0061 札幌市中央区南1条西6丁目15-1 札幌あおばビル

TEL.011-222-6100 FAX.011-222-6103